

ツキノワグマの狩猟期間の延長について（案）

1. 趣旨

本県におけるツキノワグマの出没が過去10年で最多の1,068件となり、県全体では過去最多となる397頭を捕獲するとともに、クマの市街地等の出没に伴う緊急銃猟を9件実施するなど、県民の安全安心が脅かされている。

このような中、冬眠明けのクマの人里への出没抑制を図るとともに、狩猟技術の継承や捕獲の強化を図るため、ツキノワグマの狩猟期間を延長する。

2. 狩猟期間の設定根拠及び本県の有害鳥獣の対応

- (1) 鳥獣保護管理法（以下「法」）により、狩猟期間は「10月15日～4月15日」と定められている。（根拠：法第2条第10項）
- (2) ただし、環境大臣は狩猟期間を限定することができるとされ、省令により「11月15日～2月15日」と短縮されている。（根拠：法第11条第2項、施行規則第9条）
- (3) 一方で、知事は、第二種特定鳥獣については、その管理計画の達成を図るため特に必要があると認めるときは狩猟期間を延長できるとされている。（法第14条第2項）
- (4) これに基づき、本県ではイノシシ・ニホンジカについては、各計画における目標個体数の達成を図るため、捕獲圧を加える観点から、いずれも「11月1日～3月31日※」まで延長している。（各管理計画に延長期間を記載）
※ただし、11月1日から11月14日までは銃の使用不可（わなのみ可）

3. ツキノワグマの狩猟の延長期間（案）

区分	期間	内 容
現 行	11月15日～2月15日	省令で定められた期間のとおり
延長案	11月15日～3月31日	終期を6週間延長

4. 期間の延長に伴う効果

- (1) 冬眠明けのツキノワグマに対し、狩猟行為により人の怖さを学習させ、人を忌避する行動を促し、人里への出没抑止を図ることが期待できる。
- (2) 冬眠明けのクマが活動し始める残雪期は、銃猟による捕獲効率がよく、一定数の捕獲が期待でき、個体数調整に資する。
- (3) 狩猟経験の増加によるハンターの技術の継承とともに、捕獲体制の強化を図ることが期待できる。

5. 現行の「富山県ツキノワグマ管理計画」への記載内容（案）

7 管理の実施 （3）個体数管理 ④ 狩猟期間の延長

クマに対する人への警戒心を高める学習効果への期待、狩猟経験の増加によるハンターの捕獲技術の継承とともに、個体数調整の強化による人里への出没抑制等を図る観点から、クマの狩猟期間を下記のとおり延長する。

延長前の狩猟期間：毎年11月15日から翌年2月15日まで

延長後の狩猟期間：毎年11月15日から翌年3月31日まで

6. 狩猟期間の延長に係る関係者からの意見の概要

狩猟期間の延長について、鳥獣保護管理協力員（以下「協力員」）、県猟友会、林業関係者から、意見を伺ったところ、以下のとおり。

	内 容
賛成	・近年は雪解けが早くなっており、冬眠明けのクマの活動時期も早い ・親子グマの捕獲も高い確率で可能となる
反対	・外部の地域のハンターと地元ハンター、地域住民とのトラブルが発生する ⇒クマの狩猟は件数も少なく、現地の地形に精通したハンターでないと実施が困難という事情もあり、期間の延長が外部の地域のハンターの増加につながる可能性は低い
その他	・捕獲できるのは一部の地区や一部の人に限られるため、その効果は限定的な範囲にしか及ばないのではないか

7. クマの次期管理計画への反映について

今年度は次期の富山県ツキノワグマ管理計画の策定を行うこととしているが、現行の管理計画において狩猟期間の延長をすることとなった場合は、次期管理計画でも同様の考え方により延長する方向で進めていく。

<参考１：クマの狩猟期間を延長している他県の状況>

	狩猟期間	目的（各県の管理計画から抜粋）
秋田県	11月１日～ ２月15日	「狩猟は銃器を用いて実施する捕獲活動のひとつであることから、 <u>クマが人を忌避するようになる学習効果を期待</u> して、クマの狩猟期間を次のとおり延長して設定する。」
青森県	11月１日～ ３月31日 (R7年度から 延長)	「近年は、人の生活圏に出没を繰り返す個体や人を恐れない個体が出没するなど、ツキノワグマと人との距離が近くなっている。狩猟による捕獲活動は、 <u>ツキノワグマが人に追われる経験をする効果が期待</u> されることから、個体群の存続に十分 配慮しながら、狩猟期間を延長して捕獲圧の強化を図る。」
岩手県	11月１日～ ２月末日	「 <u>冬眠前及び冬眠明けのツキノワグマに対し、狩猟行為により人の怖さを学習させ、人里への出没等の抑制を図ることを目的に、ツキノワグマの狩猟期間を延長し、以下のとおりとする。</u> 」

<参考２：青森県の状況（聞き取り）>

- ・狩猟による捕獲数は集計中で、延長の効果を検証できる段階にはない。
- ・延長することについて、猟友会、林業関係者等からの反対は特になかったが、パブリックコメントでは反対意見も多かった。

<参考３：狩猟期間延長に係る関係条文>

○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

第２条第10項 この法律において「狩猟期間」とは、毎年10月15日（北海道にあっては、毎年９月15日）から翌年４月15日までの期間で狩猟鳥獣の捕獲等を行うことができる期間をいう。

第11条第２項 環境大臣は、狩猟鳥獣（鳥類（狩猟鳥獣のうちの鳥類に限る。）のひなを含む。以下「対象狩猟鳥獣」という。）の保護を図るため必要があると認めるときは、狩猟期間の範囲内においてその捕獲等を行う期間を限定することができる。

第12条 環境大臣は、国際的又は全国的に特に保護を図る必要があると認める対象狩猟鳥獣がある場合には、次に掲げる禁止又は制限を行うことができる。

三 当該対象狩猟鳥獣の保護に支障を及ぼすものとして禁止すべき猟法を定めてこれにより捕獲等を行うことを禁止すること。

第14条第２項 都道府県知事は、第二種特定鳥獣が狩猟鳥獣であり、かつ、その狩猟期間が第11条第２項の規定により限定されている場合において、当該第二種特定鳥獣に係る第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るため特に必要があると認めるときは、当該狩猟期間の範囲内で、当該第二種特定鳥獣に関し、同項の規定により限定された期間を延長することができる。